

カードご利用のお客さまへ

他金融機関カードをご利用のお客さまへ(個人の方)

当店のATMでご利用いただける他金融機関カードの種類および手数料等は下記のとおりです。

※お預入れは「他信用金庫、第二地方銀行、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュカード」がご利用になれます。なお、お振込は当金庫のカードはもちろん他信用金庫、都銀、地銀、第二地銀、信組、労金、農協・漁協のカードでご利用になれます(下記ATM手数料のほか、別途、ATM振込手数料がかかります)。

利用できる他金融機関カード	ご利用時間と手数料					
	平日		土曜		日曜・祝日	
他信用金庫のカード	8:45~18:00	左記以外の時間帯	終日		終日	
	お引出し 無料	110円	お引出し 110円		お引出し 110円	
都市銀行、信託銀行、地方銀行、農業協同組合、漁業協同組合のカード	8:45~18:00	左記以外の時間帯	終日		終日	
	お引出し 110円	220円	お引出し 220円		お引出し 220円	
第二地方銀行、信用組合、労働金庫のカード	8:45~18:00	左記以外の時間帯	終日		終日	
	お引出し 110円	220円	お引出し 220円		お引出し 220円	
ゆうちょ銀行のカード	8:45~18:00	左記以外の時間帯	9:00~14:00	左記以外の時間帯	終日	
	お引出し 110円	220円	お引出し 110円	220円	お引出し 220円	
提携クレジットカード <small>(提携の消費者金融会社、生命保険会社を含む) ※手数料がかからない会社もございます。 詳しくは直接お取引会社にお問い合わせください。</small>	8:45~18:00	左記以外の時間帯	9:00~14:00	左記以外の時間帯	終日	
	お引出し 無料	110円	お引出し 無料	110円	お引出し 110円	

(上記の手数料は消費税込みの金額です。ご利用手数料はお引出しと同時に、ご利用口座から自動的に引き落とされます。残高照会の手数料は無料です)

※提携信用金庫のカードによる土曜、日曜・祝日のお預入れは一部ご利用いただけない場合がございます。詳しくはお取引の信用金庫へお問い合わせください。

また、第二地方銀行のカードによるお預入れは一部ご利用いただけない場合がございます。詳しくはお取引の第二地方銀行へお問い合わせください。

※カード発行金融機関のご都合により、お取引内容によってはATM利用手数料が異なる場合やご利用明細に記載されるATM利用手数料が、お客さまが負担されるATM利用手数料と異なる場合、もしくはご利用いただけない場合がございます。詳しくは、カード発行金融機関にお問い合わせください。

カードによるATM1日あたりご利用限度額のご案内

万一の場合の被害額を抑止するためカードの「1日あたりのお引出し限度額」を下記のとおりにしております(提携金融機関でのATM利用額を含みます)。

当金庫のキャッシュカードをご利用のお客さま

- 個人のお客さま 100万円
- 法人のお客さま 200万円

他金融機関のキャッシュカードをご利用のお客さま

お取引の金融機関により「1日あたりのお引出し限度額」が設けられておりますので、詳しくは直接お取引金融機関にご照会ください。

スキミング被害防止のためATM利用時にはご注意ください!

キャッシュカードを偽造し、お客さまの預金を不正に引き出す犯罪が発生しております。ATM利用の際は、ATM周辺の不審な機器にご注意ください。

手口(スキミング)

- ATMカード挿入口に、カードの磁気情報を読み取ることができる機器を取り付け、お客さまの口座情報等を盗み取ります。
- 小型の隠しカメラをATM周辺に取り付け、お客さまのATM操作時の様子を撮影し、暗証番号を盗み取ります。

お客さまへのお願い

- ATMのカード挿入口やATM周辺での不審な機器にご注意ください。発見された場合には、職員にお知らせいただくか、ATMに設置の電話でご連絡ください。

キャッシュカードと暗証番号は厳重な管理をお願いします。

以下のような事項に該当する場合は被害に遭われても補償が受けられない、または補償額が減額されることがあります。くれぐれもご注意ください。

重大な過失 となる可能性が あります。

- ① 他人に暗証番号を知らせた場合
- ② 他人にカードを渡した場合
- ③ 暗証番号をカード上に書き記していた場合
- ④ その他①~③と同程度の著しい注意義務違反があると思われる場合

過失 となる可能性が あります。

- ① カードを入れた財布等を自動車内等に放置したり、酪てい等により他人に容易に奪われる状況においた場合
- ② 暗証番号を書いたメモや暗証番号を推測されるような書類等(免許証、健康保険証、パスポート等)とともにカードを携行・保管していた場合
- ③ その他上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合

過失 となる可能性が あります。

特に危険な暗証番号は下記のような番号です。もし該当するようであればただちに変更してください。

生年月日 車のナンバー 自宅の住所・地番・電話番号

勤務先の電話番号 その他、お客さま以外の方も知りうる番号

ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等と同じ番号

重大な過失の場合：全く補償されない可能性があります。

過失の場合：被害額の75%しか補償されない可能性があります。